一管区水路通報第42号

令和4年10月28日 第一管区海上保安本部 ______ 木古内湾・・・・・・・・灯台設置 第603項 北海道南岸 第604項 北海道南岸 恵山岬東方~納沙布岬南方・・・海洋調査 第605項 内浦湾、森港・・・・・・水路測量 北海道南岸 内浦湾・・・・・・・・・・・・灯台光達距離変更 第606項 北海道南岸 苫小牧港及び付近・・・・・海洋調査 第607項 北海道南岸 第608項 北海道南岸 襟裳岬西方・・・・・・・射撃訓練 第609項 北海道南岸 釧路港南方・・・・・・・・救難訓練 第610項 北海道東岸 野付埼付近・・・・・・・水路測量 北海道北岸 紋別港・・・・・・・・・灯台について 第611項 第612項 北海道北岸 神威岬北西方・・・・・・潜堤設置 第613項 北海道西岸 野寒布岬北東方・・・・・・事故対応訓練 第614項 北海道西岸 野寒布岬西北西方・・・・・射撃訓練 留萌港北西方・・・・・・射撃訓練 第615項 北海道西岸 神威岬西南西方・・・・・・射撃訓練 第616項 北海道西岸 第617項 石狩湾港・・・・・・・・シーバース灯について 北海道西岸 第618項 北海道西岸 瀬棚港・・・・・・・・・目標物不存在 ______

※一管区水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。 URL:https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

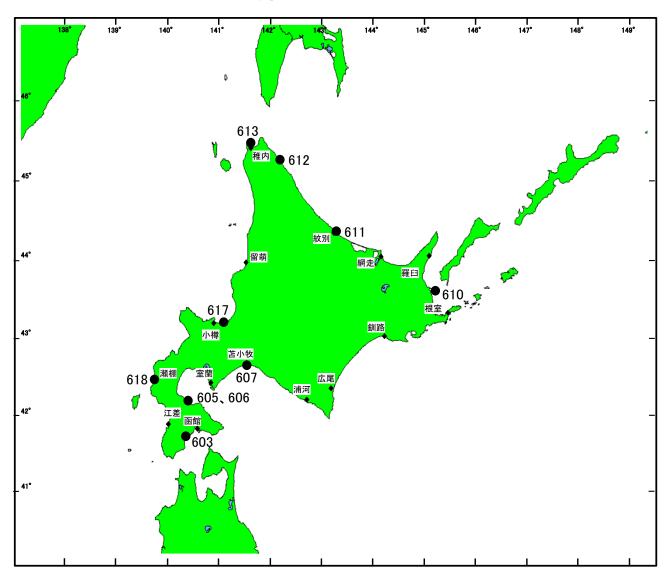
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL : https://www1. kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html

索引図



- ※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。
 - ●印で表現できない広範囲に及ぶ604、608、609、614~616項 については、 各項を参照ください。

4年603項 北海道南岸 - 木古内湾 灯台設置

一管区水路通報 4 年 39 号 560 項削除

札刈港南防波堤立標は、名称を変更のうえ灯台に変更された。

名 称 (変更前) 札刈港南防波堤立標

(変更後) 札刈港南防波堤灯台

位 置 41-41-55N 140-28-52E

塗色・構造 赤色・塔形

灯 質 単せん赤光 毎3秒に1せん光

光達距離 5海里

高 さ 平均水面上 8メートル

海 図 W 9

参照書誌 411 0009.7番 出 所 第一管区海上保安本部



4年604項 北海道南岸 - 恵山岬東方~納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」及び調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和4年11月8日~22日

区 域 下記 11 地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域(陸域を除く)

- (1) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)
- (2) 42-59. 4N 145-48. 0E
- (3) 42-30. 0N 145-10. 0E
- (4) 42-30. ON 144-20. OE
- (5) 41-20. 0N 143-50. 0E
- (6) 41-20.0N 143-00.0E
- (7) 42-10. 0N 142-00. 0E
- (8) 42-10.0N 141-35.0E
- (9) 41-45. 0N 141-35. 0E
- (10) 41-45. 0N 141-10. 0E
- (11) 42-26.3N 141-10.0E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W43-W34

出 所 釧路水産試験場



4年605項 北海道南岸 - 内浦湾、森港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和4年11月15日~30日のうち2日間

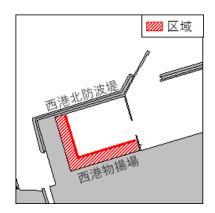
区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-06-39.5N 140-35-21.4E (岸線上)
- (2) 42-06-35.6N 140-35-22.9E
- (3) 42-06-37. 2N 140-35-29. 8E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W17(分図「森港」)

出 所 第一管区海上保安本部



42 号 - 3 - 42 号

4年606項 北海道南岸 - 内浦湾 灯台光達距離変更

一管区水路通報 4 年 38 号 542 項削除

蛯谷港新北防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 42-08. 2N 140-30. 7E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W17-W10

参照書誌 411 0048.1番

出 所 第一管区海上保安本部



4年607項 北海道南岸 - 苫小牧港及び付近 海洋調査 下記区域で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 1 令和4年11月13日~12月28日日出~日没(海洋調査)

2 令和4年11月12日~令和5年1月7日(観測機器設置)

区 域 1 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-37-38N 141-37-58E

(2) 42-37-36N 141-42-43E

(3) 42-35-11N 141-45-20E

(4) 42-31-01N 141-43-52E

(5) 42-32-25N 141-36-53E

(6) 42-36-15N 141-37-02E

位 置 2 観測機器設置

(7) 42-35-48N 141-41-51E

備 考 停船して観測機器を垂下する

観測機器の設置及び撤去作業時に潜水作業を行う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

観測機器は黄色灯及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W1036-JP1036-W1034-JP1034

出 所 苫小牧港長



4年608項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練 下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和4年11月21日(予備日22日)0900~1700

区 域 41-53.0N 142-40.0E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W1030-JP1030

出 所 室蘭海上保安部



4年609項 北海道南岸 - 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和4年11月1日~30日日出~日没

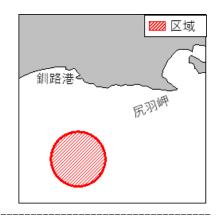
区 域 42-43.4N 144-22.4E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及び信号発煙照明筒を投下

海 図 W 2 6

出 所 釧路航空基地



4年610項 北海道東岸 - 野付埼付近 水路測量

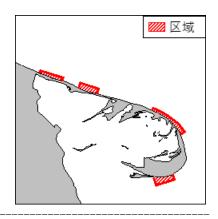
図に示す区域で、水路測量が実施される。

期 間 令和4年11月28日~12月26日 日出~日没

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W18

出 所 第一管区海上保安本部



4年611項 北海道北岸 - 紋別港 灯台について 紋別灯台は、整備工事に伴い一時消灯され、仮灯が設置される。

期 間 令和4年11月中旬~令和5年3月下旬

位 置 44-21-22N 143-20-55E

灯 質 単せん白光 毎10秒に1せん光

光達距離 5海里

明 弧 66度から329度

高 さ 80m

 海
 図
 W29-W1039

 参照書誌
 411 0414番

出 所 第一管区海上保安本部



4年612項 北海道北岸 一 神威岬北西方 潜堤設置

下記区域に、潜堤が設置されている。

区 域 下記2地点を結ぶ線上

(1) 45-12-26N 142-18-39E

(2) 45-12-21N 142-18-45E (既設潜堤北西端)

海 図 W1040

出 所 第一管区海上保安本部



4年613項 北海道西岸 - 野寒布岬北東方 事故対応訓練 下記区域で、巡視船、フェリー及び航空機による旅客船事故対応訓練が実施され

る。

備

令和4年11月1日 (予備日2日) 0830~1200 期

区 域 45-30-02N 141-42-22E

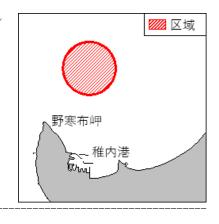
を中心とする半径 1.5 海里の円内 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

吊上げ訓練を行う

海 义

W1040

Ш 所 稚内海上保安部



4年614項

北海道西岸 - 野寒布岬西北西方 射擊訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

令和4年11月7日 (予備日 11日) 0900~1700 間

区 45-32. ON 141-18. 5E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚

海 义 W1040

出 所 稚内海上保安部



北海道西岸 - 留萌港北西方 4年615項 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

令和4年11月8日(予備日9日)0800~1600 間

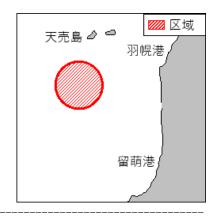
区 44-15. ON 141-15. OE

を中心とする半径5海里の円内

訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚 備

W 1 0 4 5 海 义

Ш 所 留萌海上保安部



4年616項 北海道西岸 - 神威岬西南西方 射撃訓練 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 令和4年11月10日(予備日11日、12日)0800~1700

区 下記経緯度線により囲まれる区域

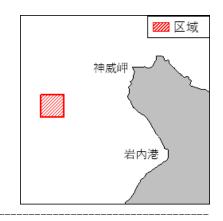
(1) 43-14. 0N (2) 43-09. 0N

(3) 139-53. 2E (4) 140-00. 0E

備 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 义 W28 - JP28

Ш 小樽海上保安部 所



4年617項 北海道西岸 - 石狩湾港 シーバース灯について

石狩湾港中央ふ頭 LNG 桟橋シーバース灯の副灯は灯色が変更された。

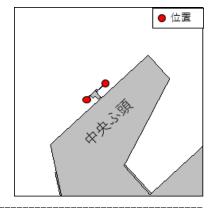
位 置 43-12-38.9N 141-17-32.0E

灯 色 (変更前) 白光 (変更後) 赤光

海 図 W7

参照書誌 411 0575.5番

出 所 第一管区海上保安本部



4年618項 北海道西岸 - 瀬棚港 目標物不存在

下記位置の無線塔は存在しない。

位 置 下記地点

42-27-22. 8N 139-50-57. 4E

海 図 W39(瀬棚港)

出 所 第一管区海上保安本部

